

答弁書第一号

内閣参質一一第一号

昭和六十二年十二月二十二日

内閣総理大臣 竹 下 登

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出わが国の米軍飛行場周辺における爆音軽減措置に関する再質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出わが国の米軍飛行場周辺における爆音軽減措置に関する再質問に対する答弁書

一について

日米合同委員会において合意されている厚木海軍飛行場及び横田飛行場における騒音の軽減を図るための措置の概要は、別紙一及び別紙二のとおりである。

二について

三沢飛行場、岩国飛行場及び嘉手納飛行場における騒音の軽減を図るための措置は、米軍が、その自主的判断に基づき執っているものであり、政府としてその内容を明らかにする立場にないが、いずれにせよ、米軍は右飛行場においても厚木海軍飛行場及び横田飛行場におけると同様に各々の飛行場に係る運用上の所要を勘案した上で、できる限りの措置を講じてきてい

ると承知しているところであり、日米合同委員会における合意を要するとは必ずしも考えない。

三について

米軍は嘉手納飛行場において運用上の所要を勘案しつつ飛行の安全性と周辺住民への影響に十分に配慮して訓練を実施しているものと考える。

政府としては、今後とも米軍に対し、騒音の軽減及び安全確保に努めるよう機会あるごとに申し入れる考えである。

四について

政府としては、御指摘の日にサンダーバーズ飛行隊が行った飛行の詳細について承知していないので、答弁し得ない。

別紙一

厚木海軍飛行場における騒音軽減を図るための措置（概要）

一 飛行活動に関する制限

- (1) 午後十時から午前六時までの間、すべての活動（飛行及びグループ・ラン・アップ）は、運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き、禁止される。

- (2) 訓練飛行は日曜日には最小限にとどめる。

二 アフターバーナーの使用規制

アフターバーナーの使用については、騒音を必要最小限にとどめるよう規制されている。

三 飛行方法の規制

- (1) 離陸及び着陸の間を除き、厚木海軍飛行場からの航空機は、人口稠密^{ちゆうみつ}地域の上空を低空

で飛行しない。

(2) 厚木海軍飛行場からの航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で、高音を発する飛行を行つたり、あるいは他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。

(3) 厚木海軍飛行場からの航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションは、その限りではない。右は、合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しない。

(4) 空母着艦訓練(キャリア・ランディング・プラクティス)あるいは反射鏡利用による空母着艦訓練(ミラー・ランディング・プラクティス)のための航空機は、場周経路(トラフィック・パターン)にあつては二機に制限される。

(5) 空母着艦訓練及び反射鏡利用による空母着艦訓練の巡航速度は、マッハー未満にとどめ

る。

四 飛行高度の規制措置

離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練あるいは反射鏡利用による空母着艦訓練のための航空機は、特定のタイプの訓練を必要とする場合を除き、平均海面上二、六〇〇フィート以下で飛行はしない。特殊の訓練は、訓練の必要に見合つた必要最小限にとどめるものとし、かつ、そのパターンは、平均海面八〇〇フィート以下は通らない。

五 ジェットエンジン試運転の制限

運用能力又は態勢が損なわれる場合を除き、ジェットエンジンは、午後六時から午前八時までの間、試運転されない。

六 消音装置の設置

ジェットエンジンテストスタンド又はテストセル地区におけるジェットエンジンテストの実

施に当たつては、厚木海軍飛行場は、実行可能なできるだけ早い時期に効果的な消音器を装備し、それを騒音減衰のために使用する。

七 操縦士の教育

厚木海軍飛行場のすべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に、十分な教育を受けるものとする。

別紙二

横田飛行場における騒音軽減を図るための措置（概要）

一 飛行活動に関する規制

夜間訓練飛行は、最小限にとどめ、毎夜できるだけ早い時刻に終了させるようにする。

二 アフターバーナーの使用規制

アフターバーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに、上昇を行い、安全高度と安全速度に達し次第アフターバーナーの使用を停止しなければならない。ただし、任務達成のため必要とされる場合又は運用上やむを得ない場合は除く。

三 飛行方法の規制

(1) 横田飛行場周辺においては、すべての航空機の様速度は、マッハ一未満に制限する。

(2) 航空機の騒音対策として、人口稠密^{ちゆうみつ}地域を避けるため、すべての種類の航空機の進入・

発進ルートを含む航空機離着陸パターンについて、合衆国空軍当局は検討を行う。

(3) 横田飛行場区域においては、曲技飛行を禁止する。

四 飛行高度の規制措置

横田飛行場地域の上空を飛行する際は、すべてのジェット機は、最低高度二、〇〇〇フィートを維持し、また、在来機については、一、五〇〇フィート以下の高度をとることを禁止する。

五 ジェットエンジン試運転の制限

消音装置が設置されるまでは、運用上必要とされる場合又は緊急の場合を除き、ジェットエンジンテストは、土曜日、日曜日は全面的に禁止され、また、月曜日から金曜日の間は午後六時から午前七時まで禁止される。

六 消音装置の設置

横田飛行場にジェットエンジンの地上テストで発生する騒音を減少させるため消音装置を設置する。

七 操縦士の教育

各飛行に先立ち、操縦士及び乗組員に対して実際的な騒音軽減措置について指示する等引き続き十分な教育を行う。